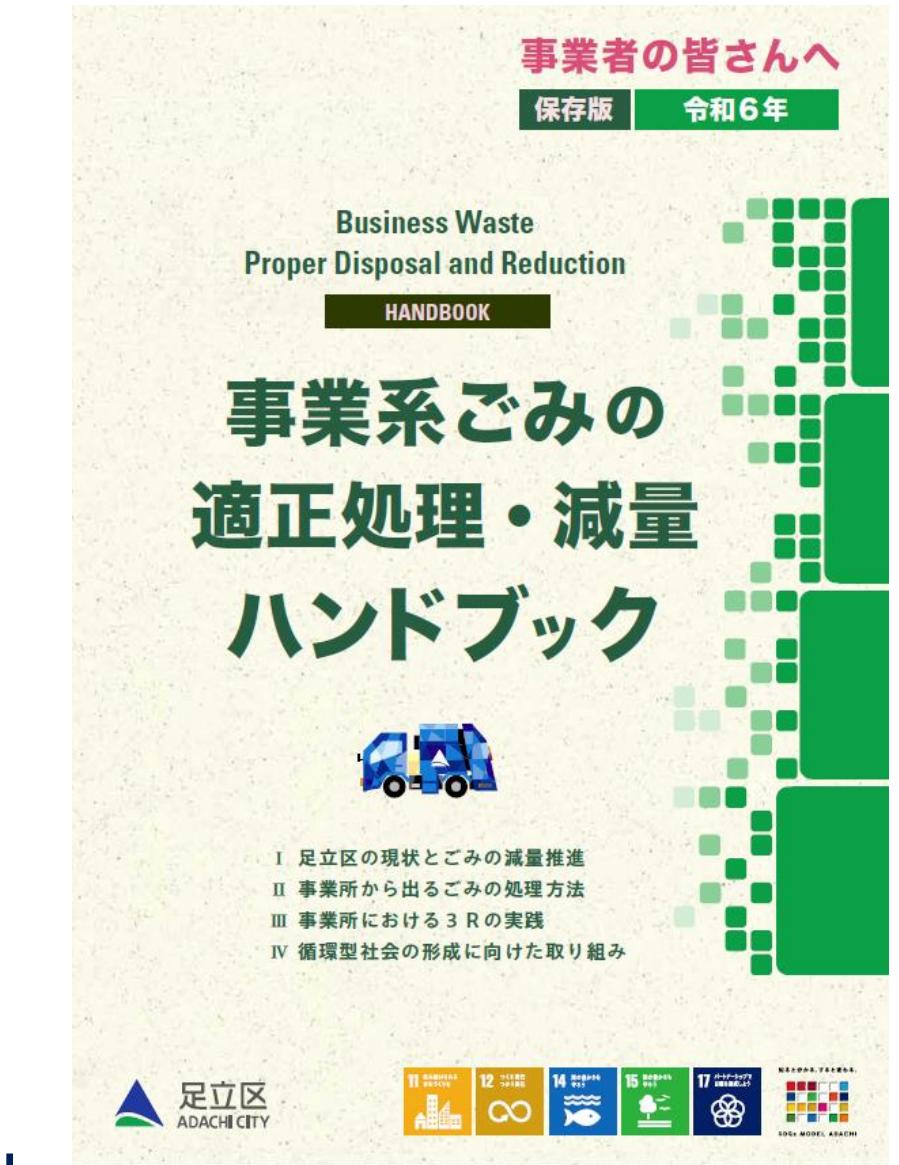


# 足立区廃棄物管理責任者講習会 (第一部)

令和7年度 足立区ごみ減量推進課

※ 必要に応じて、「事業系ごみの適正処理・減量ハンドブック」  
をご用意ください。



ダウンロードはこちらから→



# 足立区のごみ量と課題

## 家庭ごみの量

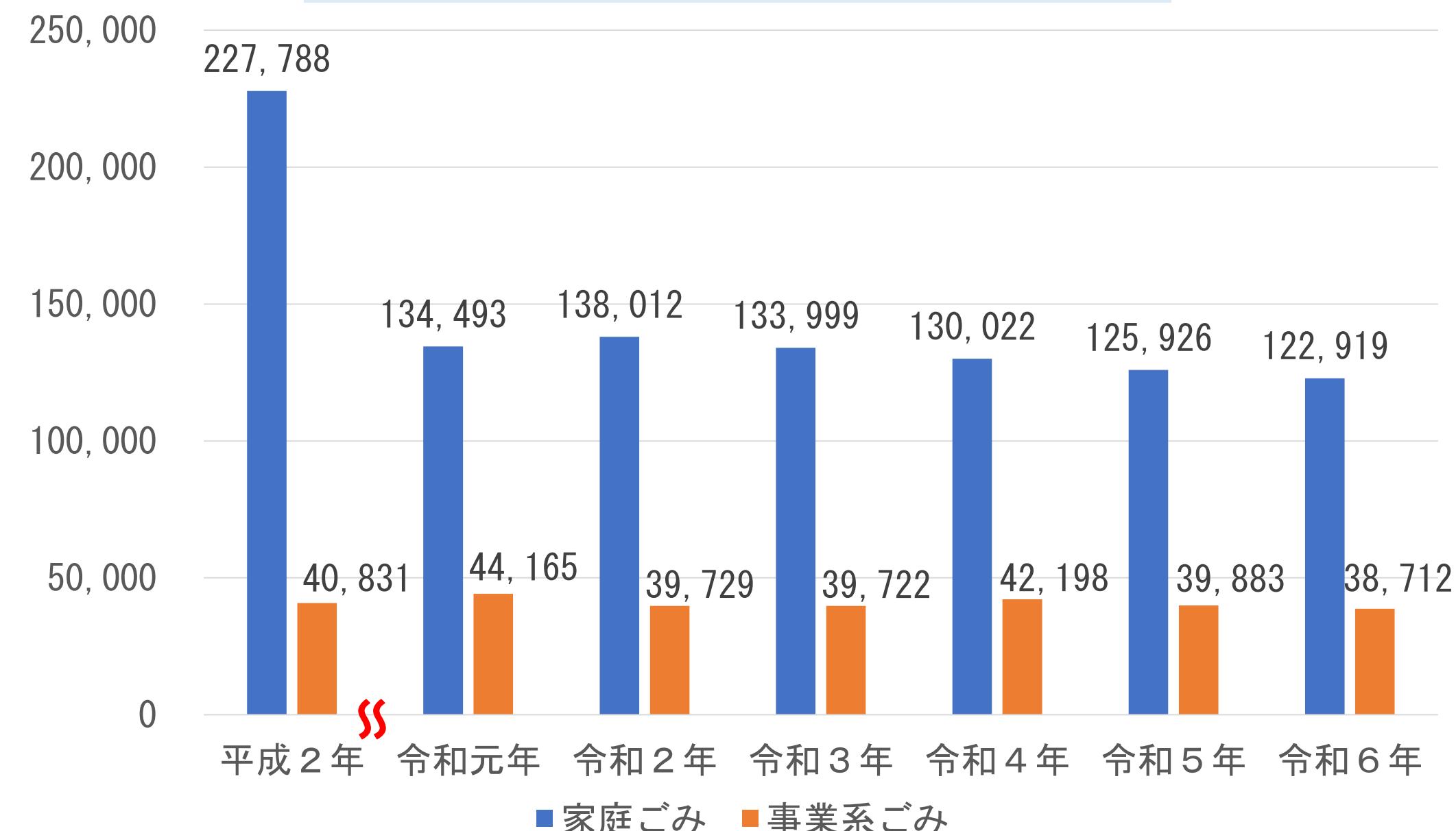
H2年度：約22万7,800 t  
R6年度：約12万3,000 t  
→ 約46%減少

## 事業系ごみの量

H2年度：約4万800 t  
R6年度：約3万9,000 t  
→ 約4%減少

事業系ごみの減量が  
あまり進んでいない！  
=今後の課題

## 23区の処理施設へ搬入された 足立区のごみ量



# 法令の表記

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
→ 「**廃棄物処理法**」

「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」  
→ 「**条例**」

「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則」  
→ 「**規則**」

# 廃棄物管理責任者講習会次第（第一部）

第一部  
廃棄物管理責任者と様々な役割

1 廃棄物管理責任者とは？

2 事業系ごみとは？

3 事業者の責務とは？

4 廃棄物管理責任者の役割とは？

第二部  
廃棄物処理委託

1 処理委託契約とは？

2 マニフェストとは？

# 第一部 廃棄物管理責任者と様々な役割

## 1 廃棄物管理責任者とは？

# 定義と5つの役割

ごみの減量とリサイクルを進めていくリーダー！ 資格要件なし

## 求められる5つの役割

- 1 事業系ごみ量の日常的把握
- 2 事業系ごみの処理に関する日常的確認
- 3 事業系ごみの発生・排出抑制、3Rの推進
- 4 建物使用者、利用者に対する啓発活動
- 5 区及び所有者、利用者等との連絡調整

# 第一部 廃棄物管理責任者と様々な役割

2

## 事業系ごみとは？

# 廃棄物の分類

## 廃棄物

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外のもの  
例：紙くず、生ごみ等



### 特別管理 一般廃棄物

一般廃棄物のうち、廃家電製品に含まれるP C B、  
感染性一般廃棄物など

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で法令で定められた20種類  
例：プラスチック、金属くず、ガラス等



### 特別管理 産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性のある廃棄物  
例：ガソリン、注射針等

# 産業廃棄物(あらゆる事業活動に伴うもの)

## 業種に関係なく、産業廃棄物（12種類）

1 燃え殻	6 廃プラスチック類	10 鉱さい
2 汚泥	7 ゴムくず	11 がれき類
3 廃油	8 金属くず	12 ばいじん
4 廃酸	9 ガラスくず、コンクリートくず	
5 廃アルカリ	及び陶磁器くず	

# 産業廃棄物(特定の事業活動に伴うもの)

## 特定の業種に限り、産業廃棄物（8種類）

13	紙くず	17	動物系固体不要物
14	木くず 木製パレットのみ	18	動物のふん尿
15	纖維くず 天然纖維くずのみ	19	動物の死体
16	動植物性残さ	20	1～19に該当しないもの

注意

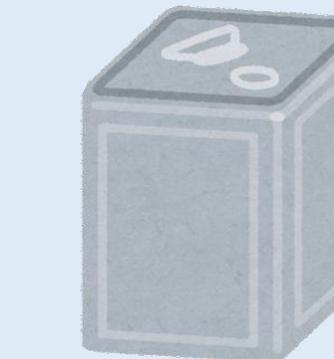
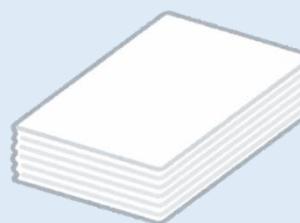
木製の粗大形状のごみは「14 木くず」ではない！

# 事業活動に伴って生じた廃棄物

事業活動・・・会社、病院、学校、官公署、宗教法人等

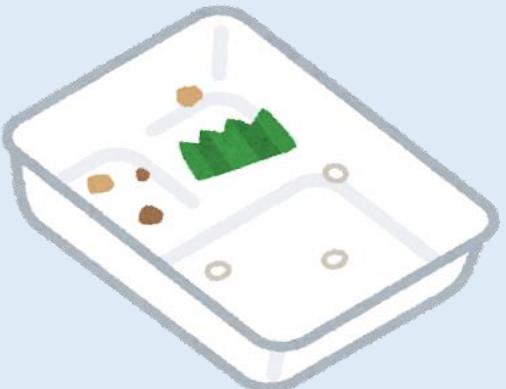
## 業務を行っていく中で生じたごみ

- (1) 事務所で使用した文房具、コピー用紙、伝票等紙類、ビニール等
- (2) 飲食店、小売店等の生ごみ
- (3) 製造工程で発生した産業廃棄物  
(例：金属くず、廃油等)



## 従業員の会社内の飲食に伴うごみ

- (1) 事務室や休憩室で生じたお弁当の  
プラ容器
- (2) 給湯室の茶殻



持参した弁当がらや新聞など  
は持ち帰ることも可能。  
自宅で捨てたら家庭ごみ！

# プラスチックの分類は変化しない！



事業所から出るプラスチック



産業廃棄物

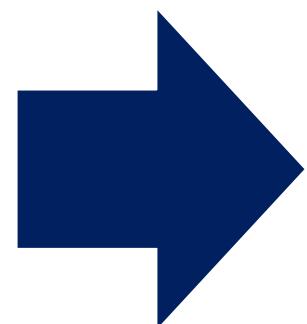
- × よくある間違い 事業所から出るプラスチックを「事業系一般廃棄物」として処理  
↑ごみの混入

## 家庭ごみと違い、地域による差はない！

# 正しく分別するために

## 手元分別を徹底しよう

事業所のごみ箱には「紙くず」「ビニール・プラスチック」などごみの種類ごとの表示を追加しましょう。



# まとめ

- 1 事業系ごみと家庭ごみでは**分別方法が異なる。**
- 2 産業廃棄物は廃棄物処理法で定められた**20種類。**  
それ以外は一般廃棄物
- 3 事業系ごみを正しく分別するためには、**品目表示が効果的。**



# 第一部 廃棄物管理責任者と様々な役割

## 3 事業者の責務とは？

# 排出事業者とは？

【廃棄物処理法：第3条第1項】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を **自らの責任において  
適正に処理** しなければならない。

→ 事業者の責任は、**最終処分が完了するまで** 続く。

## 排出事業者

事業系ごみを排出する事業所の  
設置者又は管理者  
法律上の表記は、「事業者」

## 適正に処理

法令で定められた基準（委託基準、  
処理基準、保管基準など）に従って、  
廃棄物を処理すること

# 誰が排出事業者？

廃棄物の管理状況によって、排出事業者の判断が異なる。

**例 1** テナントから排出される廃棄物の排出事業者は誰か？

→ 各テナントが排出事業者

**例 2** 清掃後に残った廃棄物の排出事業者は誰か？

→ 事業所の設置者又は管理者が排出事業者

清掃業者は、清掃する前から発生していた廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎない

# 減量推進と再資源化の促進

## 【廃棄物処理法：第3条第2項】

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

Point!!

製品が廃棄物となつた場合を常に考慮すること！

# 必要な措置を講ずる

## 【廃棄物処理法 第12条第7項（抜粋）】

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、（中略）**発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるためには必要な措置を講ずるように努めなければならない。**

注意義務を怠った場合、事業者に対し廃棄物の除去等の措置命令が行われる場合あり  
→ 法律に基づき、適正な処理がなされているか**実質的に確認することが重要**

**必要な措置**とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置のこと。

例 1 委託先の廃棄物処理業者の処理施設を実地で確認

例 2 処理業者のホームページ等で公表された処理状況を確認

# 事業用大規模建築物って？

## 事業用大規模建築物の定義

事業用途に供する部分の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ 以上の建築物  
(足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条)

## 事業用大規模建築物の所有者等の4つの責務

- 1 事業系一般廃棄物の減量
- 2 廃棄物管理責任者の選任・届出
- 3 再利用計画書の作成・提出
- 4 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置

# 1 事業系一般廃棄物の減量

## 【条例：第19条第1項】

事業用の大規模建築物で規則で定めるものの所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

### 所有者とは？

→ 建築物の所有権を有する者  
※ 建築物の利用形態などにより、施設管理責任者、占有者も所有者とみなす

## 【条例：第19条第5項】

事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に�事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

### 占有者とは？

→ 事業活動を行っている者等  
(例 テナント)

**所有者は一般廃棄物の減量を！テナントは所有者への協力を！**

## 2 廃棄物管理責任者の選任・届出

責任者を変更する場合も必要

### 【条例：第19条第2項】

事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

### 【規則：第5条第3項】

条例第19条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により行わなければならない。

様式のダウンロードはこちらから→



# 廃棄物管理責任者選任届記入例

<記載例>

第1号様式（第5条関係）

廃棄物管理責任者選任届	
○○年△△月□□日	
(提出先) 足立区長	
建築物名称 ○△ビル 建築物所在地 足立区中央本町○-○○-○○	
所有者住所 足立区中央本町○-○○-○○ 所有者氏名 株式会社○△商事 代表取締役 ○□ △◇ <small>法人にあっては、主たる事務所の所在地、名稱及び代表者の氏名</small>	

押印不要

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日		○○年△△月☆☆日
新任者	会社名	株式会社○△商事
	所在地	〒120-0013 足立区中央本町○-○○-○○
	所属名・職名	総務部 部長
	ふりがな	あだち たろう
	氏名	足立 太郎
	電話番号	(3800) 0000 (内線) 9999
前任者	氏名	中央 花子
事由	人事異動のため その他( )	

廃棄物管理責任者に資格要件はありませんが、建物から排出されるごみの処理に関して、実務を行える方を選任してください。

# 3 再利用計画書の作成・提出

## 【条例：第19条第3項】

事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

## 【規則：第5条第3項】

再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（第2号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

様式のダウンロードはこちらから→



# 再利用計画書記入例1

表面上半分

テナントが入っている場合、テナント名を全て記入（別紙添付でも可）

事業用大規模建築物における再利用計画書		
(提出先) 足立区長	令和〇〇年△△月〇〇日	
	建築物名称 〇△ビル	
	建築物所在地 足立区中央本町〇-〇〇-〇	
	所有者住所 同上	
	所有者氏名 株式会社〇△商事 代表取締役 ○□ △◇	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第3項の規定により、事業用大規模建築物における <b>令和〇〇年度</b> の再利用計画書を以下のとおり提出します。		
建築物の属性		
地上4階 地下 階	事業用延べ床面積 3,800 m <sup>2</sup>	建築物の用途
複数の建築物を一括して提出する場合の建築物名称等（下4行）		事務所 社 2,100 m <sup>2</sup>
建築物の名称		店舗（飲食店を除く。）店 700 m <sup>2</sup>
建築物の所在地		飲食店・ホテル・式場 店
階数（地上・地下）		工場・研究施設 所
事業用延べ床面積		倉庫・流通センター 所
当該建築物を使用している事業者の名称（別紙添付可）		
株式会社〇△商事 △△不動産 株式会社××		
在館人員 従業員（テナント従業員を含む。）150人	計	世帯 m <sup>2</sup>
外来者（通学者を含む。）30人	180人	共用部分 1,000 m <sup>2</sup>
		計 3,800 m <sup>2</sup>

押印不要

「在館人員」の「従業員」数は  
社員だけでなくアルバイト等も  
含める

# 再利用計画書記入例2

表面下半分

処理委託を行って  
いる業者を記載

在館人員 従業員 (テナント従業員を含む。) 150人	計 180人	共用部分 1,000 m <sup>2</sup>
外来者 (通学者を含む。) 30人		計 3,800 m <sup>2</sup>
廃棄物の種類 廃棄物収集運搬業者 許可番号	持込先	ごみ減量及び再利用の現況
一般廃棄物 (株)□□運輸 ○○○○	○×清掃工場	分別回収容器、リサイクルボックスが定着し、再生可能なものがリサイクルされるようになった。
事業廃棄物 (有)△△商会 ○○○○○○○ (株)□△産業		
再生資源の種類 再生資源回収業者	持込先	
紙類・段ボール (株)○○商会 (有)△×紙業		
びん・缶 (有)×○センター △△産業		
廃油 ◇□油脂 ◇□油脂		
今 年 度 の 目 標	廃棄物管理責任者	
1 今年度計画と前年度実績を比較して増減した理由 焼却していたシュレッターくず・伝票類をリサイクルしたため 再利用率がアップした。	選任年月日 令和〇〇年〇〇月△△日 会社名 株式会社○△商事 所在地 〒 120-0013 足立区中央本町〇-〇〇-〇	
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標 再利用率を10%アップさせる。	所属名・職 総務部長 ふりがな あだち たろう 氏名 足立 太郎 電話番号 (3880)〇〇〇〇	
3 今後の具体的取り組みについて ・ビル内を定期的に巡回して分別状況を確認する ・テナント会議で処理量を減らすための協力をよびかける		

廃棄物管理責任者を中心に  
計画に基づいた取り組みが  
重要！必ず記入を！

廃棄物管理責任者を  
変更した場合は、  
「廃棄物管理責任者選  
任届」を提出

# 再利用計画書記入例3

裏面

(裏面)

種類	年度区分	建築物名称										
		前年度実績(年4月～年3月)			今年度計画(年4月～年3月)			対前年度(今年度計画－前年度実績)				
		発生量(A)	処理区分		再利用率(B+A×100)	発生量(D)	処理区分		再利用率(E+D×100)	発生量の増減(D-A)	再利用率の増減(E-B)	廃棄量の増減(F-C)
事業系一般廃棄物	コピー、OA用紙等	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	新聞紙、折込広告等(チラシ)	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	雑誌、パンフレット・色付き紙	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	一括処理文書(機密文書等)	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	段ボール	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	その他紙類( )	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	紙類小計	0.0 t	0.0 t	0.0 t	N	0.0 t	0.0 t	0.0 t	N	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	野菜類(茶殻、残飯等の生ごみ)	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	その他可燃物( )	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
	合計	0.0 t	0.0 t	0.0 t	N	0.0 t	0.0 t	0.0 t	N	0.0 t	0.0 t	0.0 t

単位は「t(トン)」で記入

飲料・食料用びん類	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
飲料・食料用缶類	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
産業廃プラスチック類(ペットボトルを除く)	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
ペットボトル	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
ガラス・陶磁器くず	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
金属くず	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
廃油(食用油を除く)	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
食用油	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
その他産業廃棄物( )	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
特定の事業活動に伴う可燃物	t	t	t	N	t	t	t	N	0.0 t	0.0 t	t
合計	0.0 t	0.0 t	0.0 t	N	0.0 t	0.0 t	0.0 t	N	0.0 t	0.0 t	0.0 t

数量は小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで記入

# よくある質問

Q1

各廃棄物の量がわからない。

A1

請求書やマニフェスト等を参照してください。それでも不明な場合は、処理委託契約を締結している業者にお問い合わせください。

なお、テナント分の発生量が不明な場合は、各テナント担当者にお問い合わせください。

Q2

重量報告がされていないので、tに直せない。

A2

報告されている発生量 (l、m<sup>3</sup>等) を、換算係数を用いることで算出できます。「(廃棄物の種類) 換算係数」などと検索してください。

Q3

事業所ではリサイクルを行っていないが、どう記載すればいいか？

A3

処理業者がリサイクルを行っている可能性がありますので、契約書、マニフェスト等を確認するか、又は処理業者にお問い合わせください。

# ごみ処理・リサイクルフロー図の作成

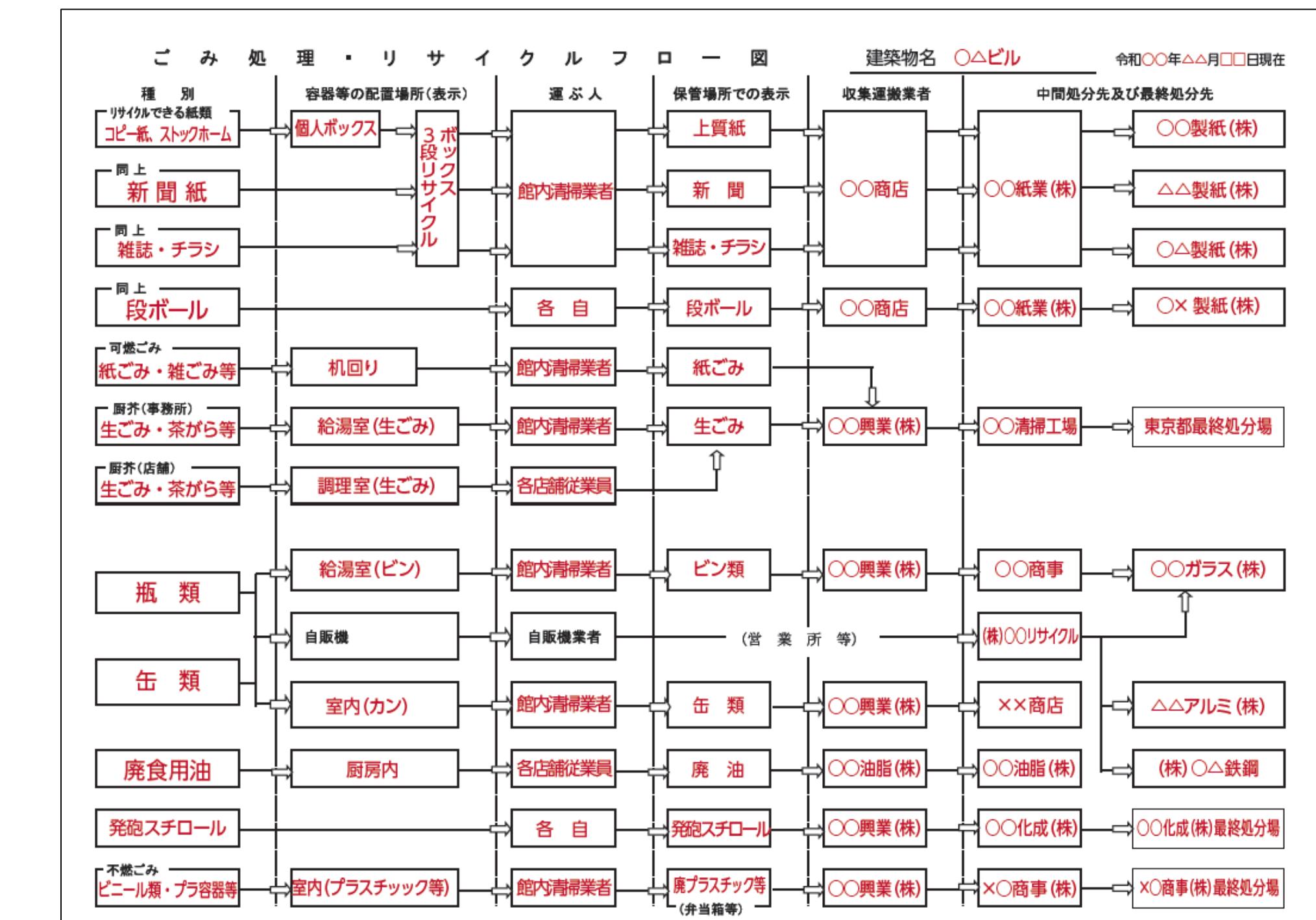
## ごみ処理・リサイクルフロー図とは？

発生した廃棄物がどのような流れで処理されるかが一目瞭然になる資料

## 使いこなすには？

1 発生する廃棄物（テナント含む。）を全て記入する。

2 マニフェストや処理委託契約書を確認して、正しく記入すること。  
分からぬ場合は、処理業者にも確認を！



# 4 保管場所の設置

## 【条例：第19条第4項】

事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。



# まとめ

- 1 所有者には**再利用の促進等**により一般廃棄物の減量が、テナントには一般廃棄物を減量する所有者への協力が、それぞれ**義務付け**られている。
- 2 所有者は、事業系一般廃棄物の減量・適正処理のため**廃棄物管理責任者**を選任し、選任日から**30日以内に廃棄物管理責任者選任届**を届け出なければならない。
- 3 所有者は、**再利用計画書**を年度ごとに作成し、**毎年5月31日までに区長に提出**しなければならない。  
→ **再利用計画書には建物から発生する全ての廃棄物について記載を！**
- 4 所有者は、**再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所**を設置するよう努めなければならない。

# 第一部 廃棄物管理責任者と様々な役割

## 4 廃棄物管理責任者の役割とは？

# 1 事業系ごみ量の日常的把握

事業系ごみの減量の第一歩は、発生量（排出量）を廃棄物管理責任者の皆さん  
が自ら計量し、日常的に把握すること

## 把握方法

- 1 ごみを収集運搬業者に引き渡す前に、毎回・毎月など定期的に計量する。
- 2 その後、処理業者からの報告書の量と実量を照らし合わせる。



処理業者からの請求書や報告書のごみの重量報告が「5」や「0」等切りのいい数字のときは、収集作業で計量されておらず、目算や換算値集計（1袋〇kg換算）で実量とズれている場合あり



自ら計量するため計量器を導入し、毎日正確な重さを測り始めたことで、  
処理費用が大幅に減少することも？



## 2 事業系ごみの処理に関する日常的確認

事業系ごみが適切に分別・処理されているかを日頃からチェック！

(1) ごみ箱、保管場所で正しく分別されているか？

- ➡ 混入、取り間違いを防ぐために**詳細な品目表示がお勧め！**  
例：「紙ごみ」「プラスチック・ビニール」

(2) 廃棄物処理委託における法令遵守状況

- ➡ 最終処分まで適正に行われたか、廃棄物管理票（マニフェスト）、報告資料から確認しよう。

詳しくは第二部で



廃棄物の種類毎に担当者を決めている事業所では、各担当者がごみ箱を確認し、混入があった場合は、朝礼で周知する等対策した結果、分別状況が改善された。

# 3 事業系ごみの発生・排出抑制、3Rの推進



## 第1のR **Reduce** リデュース(発生抑制)

まずは、直ぐにごみになるものを減らしましょう。



## 第2のR **Reuse** リユース(再使用)

繰り返し使うことでごみの発生量を減らしましょう。



## 第3のR **Recycle** リサイクル(再生利用)

もう一度資源として活かしましょう。



# 紙類をリサイクルしよう

紙類（OA用紙・新聞紙・段ボールなど）は、分別して「資源」としてリサイクルを！



分別しないと…



分別して資源回収へ



環境負荷が軽減！  
処理費用の節約も？

# どんな紙類がリサイクルできる？

具体的な分別方法は収集業者にご相談を

## 資源化できる紙類

チラシ・ポスター  
メモ用紙  
紙箱  
包装紙



## 資源化できない紙類

紙コップ・紙皿（防水加工）  
レシート（感熱紙）  
ティッシュ、汚れた紙  
複写用紙（カーボン紙）



# 飲料容器もリサイクルしよう

自販機のビン・缶・ペットボトルは、設置業者（ベンダー業者）による回収が一般的となっており、リサイクルシステムが定着化！



足立区の  
リサイクル率  
は90%以上！

# 廃食用油もリサイクルしよう

廃食用油は、リサイクルすることで焼却するごみ量を減らすことが可能に。



# 3Rに関する身近な取組み例

- 1 廃棄物の適正処理に関する勉強会を開催していますか？
- 2 （テナントが入っている場合）テナント担当者会議を実施していますか？
- 3 廃棄物処理のマニュアルを作成していますか？
- 4 コピー用紙を両面印刷や裏紙を使用していますか？
- 5 電子メール等を活用しペーパーレス化に取り組んでいますか？
- 6 web会議を実施していますか？
- 7 従業員が持参したお菓子、新聞等の持ち帰りを進めていますか？
- 8 生ごみは水切りをして出していますか?
  - 水切りすることで、生ごみの発生量を抑えることができます。
- 9 昼食には仕出し弁当を利用していますか?
  - 仕出し弁当を利用することで、生ごみや弁当がら等の発生量を抑えることができます。

## 4 建物使用者、利用者に対する啓発活動

**建物の使用者、利用者が発生抑制、分別及びリサイクルをどれだけ意識しているかで、排出量に大きな差が出る。**

### 発生抑制を意識してもらう方法例

職場の掲示板に毎月支払った処理料金を掲載。

→ 事業系ごみの処理に多くの費用がかかるなどを知らない従業員もいる。従業員がごみ処理の費用を意識するようになると、**排出量が減少するかも？**

### 分別を意識してもらう方法例

分別表示を「紙ごみ」「プラスチック」など**品目表示**にする。

### リサイクルを意識してもらう方法例

**リサイクルBoxを設置する。**

## 5 区及び所有者、利用者等との連絡調整

再利用計画書の作成依頼及び区からの連絡がきたときは、所有者へ共有を！  
さらには・・・

事業系ごみの減量は、所有者や廃棄物管理責任者だけの力では困難。

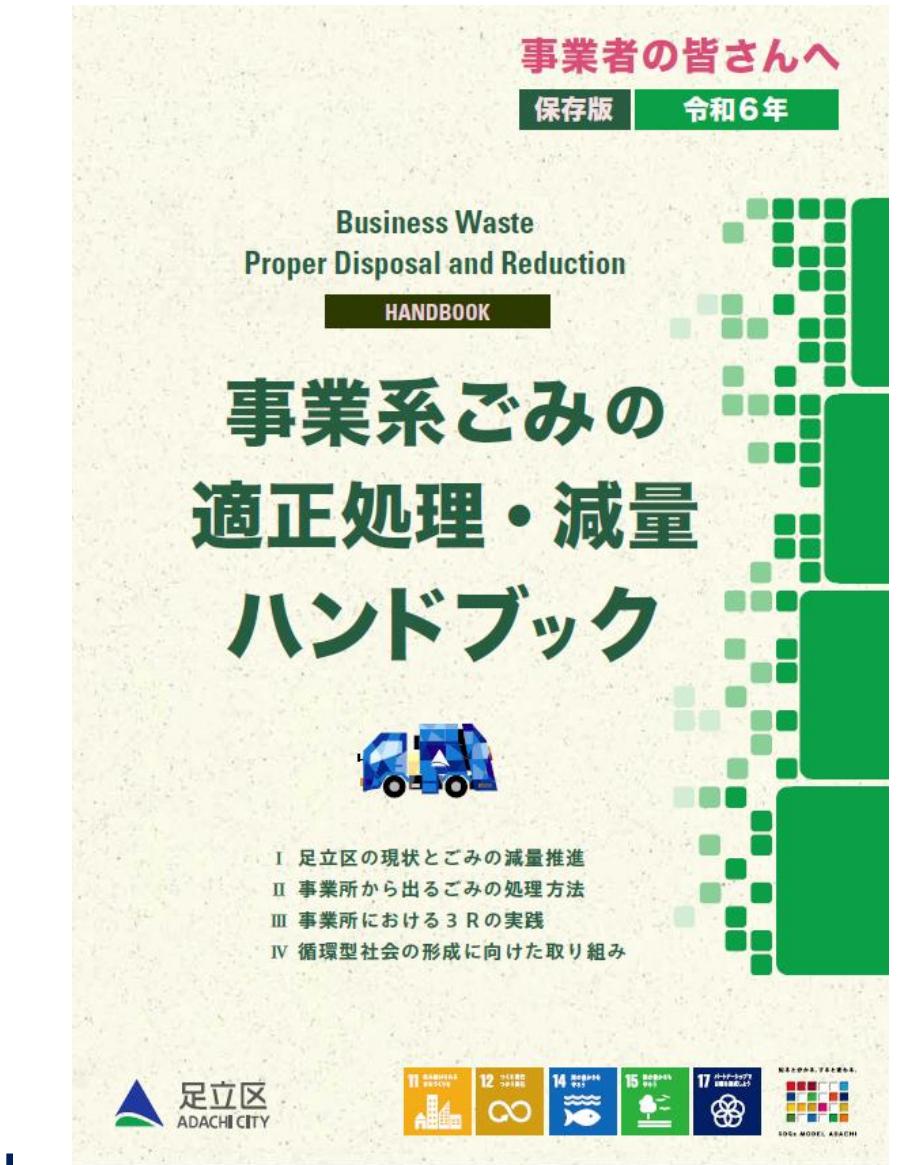
→ 社員、テナント従業員、清掃員など皆さんで、  
協力・連携し、組織をあげて事業系ごみの減量  
とリサイクルに取り組むことで**効果UP！**



# 足立区廃棄物管理責任者講習会 (第二部)

令和7年度 足立区ごみ減量推進課

※ 必要に応じて、「事業系ごみの適正処理・減量ハンドブック」  
をご用意ください。



ダウンロードはこちらから→



# 廃棄物管理責任者講習会次第（第二部）

## 第一部

### 廃棄物管理責任者と様々な役割

## 第二部

### 廃棄物処理委託

1 廃棄物管理責任者とは？

2 事業系ごみとは？

3 事業者の責務とは？

4 廃棄物管理責任者の役割とは？

1 処理委託契約とは？

2 マニフェストとは？

## 第二部 廃棄物処理委託

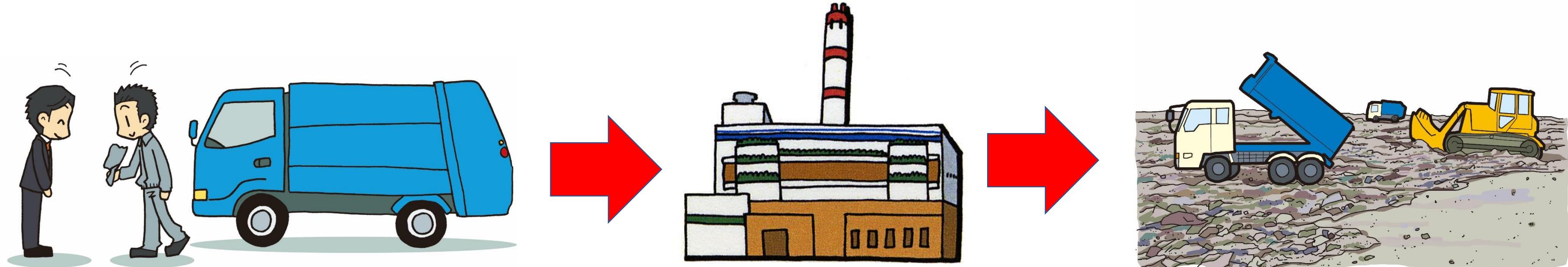
1

処理委託契約とは？

# 廃棄物の処理とは？

処理

- 收集運搬 . . . ごみを収集し、処理施設へ運ぶ行為
- 処分 . . . 破碎や圧縮など減容する中間処分  
&  
埋め立てなどの最終処分



# 許可を持つ処理業者とは？

	一般廃棄物処理業	産業廃棄物処理業
収集運搬	事業所及び処理施設が所在する 区市町村長	事業所及び処理施設が所在する 都道府県知事
処分	搬入処理施設が所在する区市町村長	搬入処理施設が所在する都道府県知事



- (1) 収集運搬業許可は、2つの区市町村長又は都道府県知事の許可を要する場合がある。
- (2) 許可を有していない業者に処理を委託した場合、委託者も法令違反となる。  
分別せず引き渡した場合もこれにあてはまる。
- ※ 産業廃棄物は種類毎に許可される。

# 処理委託契約の締結におけるポイント

- 事業系ごみの処理を委託する場合は、必ず許可を有する処理業者に行い、個々の処理業者と**2者間で締結すること。**



許可を有していない業者に処理を委託した場合、**法令違反！**  
分別せず引き渡した場合もこれにあてはまる。

- 産業廃棄物の処理を委託する場合は、必ず書面による契約を取り交わすこと。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号)

※ 事業系一般廃棄物の場合、書面による契約の締結は法令で定められていないが、処理責任を明確にするため、契約書の取り交わしを推奨。

# 処理委託契約締結時の注意事項1

近年、廃棄物の処理委託に際し、廃棄物処理法や条例による「規制権限の及ばない第三者」が「事業者」と「処理業者」との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為を行う事例が見受けられる。

→ 処理委託の**根幹的内容**については、「規制権限の及ばない第三者」に任せきりにせず、  
「事業者」自ら把握し、決定すべき（平成29年3月21日環境省通知より）

## 規制権限の及ばない第三者とは？

→ ビルの管理会社、廃棄物に関する契約のコンサルタント業務を行う会社等（以下「コンサル会社」）

## 根幹的内容とは？

→ 委託する廃棄物の種類・数量、  
契約料金、委託契約の有効期間等

環境省通知→



# 処理委託契約締結時の注意事項2

- (1) 委託会社からごみの排出量について報告を受ける。
- (2) 廃棄物の処理料金や処分先などは排出事業者が決定する。
- (3) 廃棄物処理費用は、委託会社に支払う委託費用に含まない。
  - 委託費用を多く得るために処理業者に処理費用の削減を迫り、適切な料金が支払われない場合がある。

不法投棄等の不適正処理につながる恐れがある！

詳細なチェックリスト→



# 廃棄物処理委託契約書のよくある事例1

処理業者との契約書が事業所に保管されていない。

→ 契約書の保存期間は、**契約終了の日から5年後まで**

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の3)



本社契約の場合、写しを各事業所に保管しておく

# 廃棄物処理委託契約書のよくある事例2

契約書に委託する廃棄物の種類、予定数量、単価等が記載されていない。

→ いざれも法定記載事項

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号)



「混合廃棄物」は、廃棄物の種類ではない。

→ 処理を委託する場合は、内訳（金属くず、ガラス等）の記載を



内容のいざれかに変更の際は、覚書の締結を

# 廃棄物処理委託契約書のよくある事例3

契約書には、許可証の写しが添付されていない。許可証の期限が切れている。

→ 契約書には、**許可証の写しの添付**が定められている。

( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号 )  
( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の3 )



処理業者に許可証の写しの請求を定期的に行う



# 廃棄物処理委託契約書のよくある事例4

契約料金又は請求料金が月極金額となっている。

→ 減量効果が反映されず、時には余計なコスト負担をしている可能性も？

例：請求料金4,600円／月

R7.11月	R7.12月
排出量 100kg	→ 90kg に減量した場合

kg単価で460円分  
超過コストが！？



事業系一般廃棄物においては、上限額（46円/kg）を超えた料金を  
処理業者が受け取ることは法律で禁止されている！



契約料金はkg単価とし、定期的に見直しを！

※ 契約書の見直しや更新は、委託している処理業者と要相談

# まとめ

- 1 廃棄物の処理を委託する場合は、許可を有する処理業者に
- 2 産業廃棄物の処理委託契約は書面で。一般廃棄物も責任明確化のため、契約締結を推奨
- 3 記載事項、添付書類は法令で定められている
- 4 内容は定期的な見直しを

## 第二部 廃棄物処理委託

2 マニフェストとは？

# 廃棄物管理票(以下「マニフェスト」とは?)

- 1 事業者が排出する廃棄物の種類、量、場所等を記載した**複写式の伝票**
- 2 法令で交付と保管の義務あり
- 3 廃棄物処理の収集運搬、中間処理及び最終処分の終了を把握できる
- 4 マニフェストの作成交付は、**排出事業者の義務**



# 一般廃棄物管理票(以下「一廃マニフェスト」とは?)



⇨ A票、B票、C票及びD票  
の4枚構成

## 作成・交付条件

区長が指定する処理施設（清掃工場又は中央防波堤処理施設）で処理する場合で

- (1) 1日平均100kg（月平均3t）以上排出する事業者
- (2) 臨時に排出する事業者

※ 新規で（1）に該当する事業者は、区への届出が必要

# 一廃マニフェストの流れ



# 一廃マニフェストの注意事項

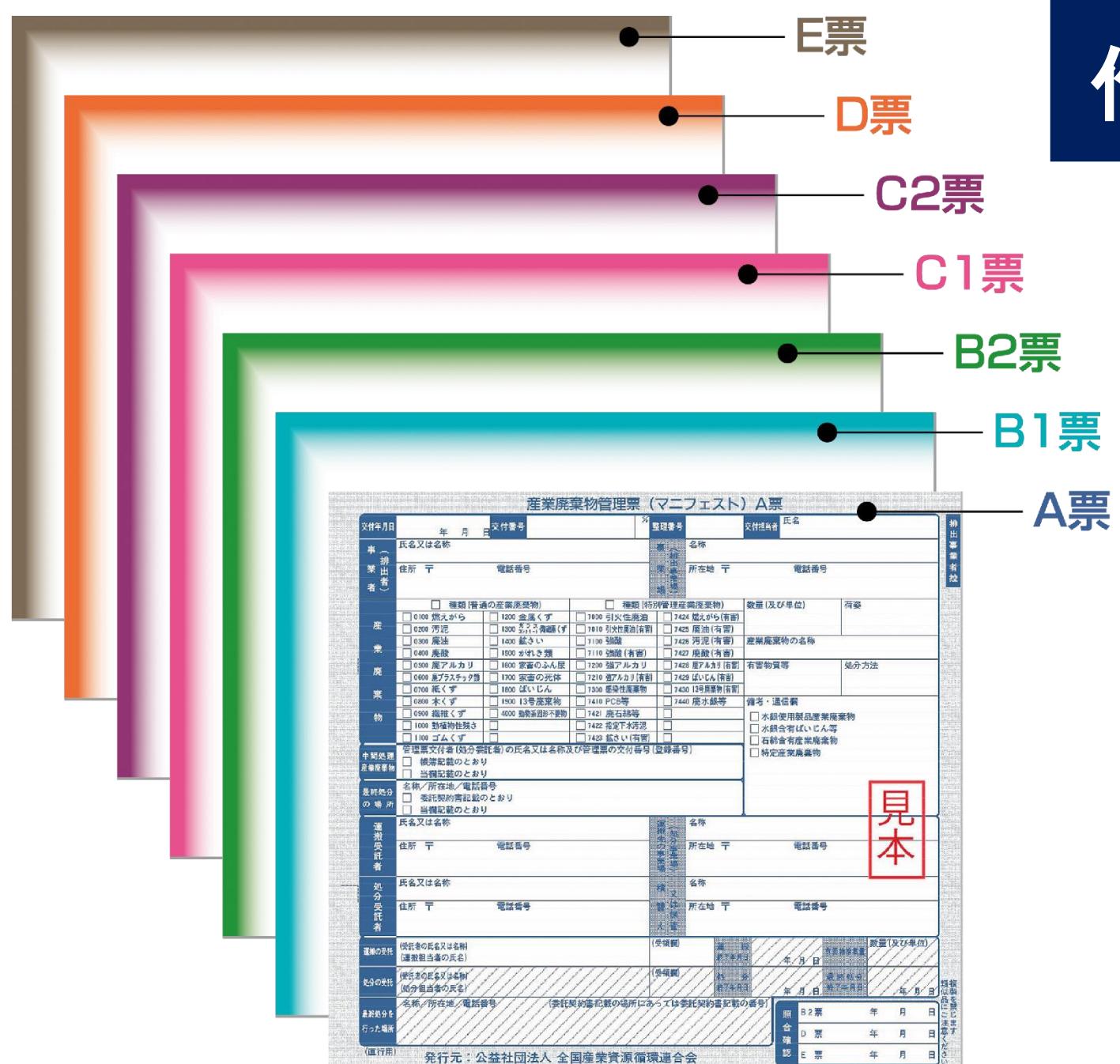
一廃マニフェストの交付は、条例に基づく事業者の義務

- 作成・交付条件のうち、排出量（1日平均100kg（月平均3t）以上）の根拠は、契約書記載の予定数量から  
**報告書、請求書の排出量又は契約書の予定数量は定期的に確認を！**



# 産業廃棄物管理票(以下「産廃マニフェスト」とは?)

↓ A票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票及びE票の7枚構成



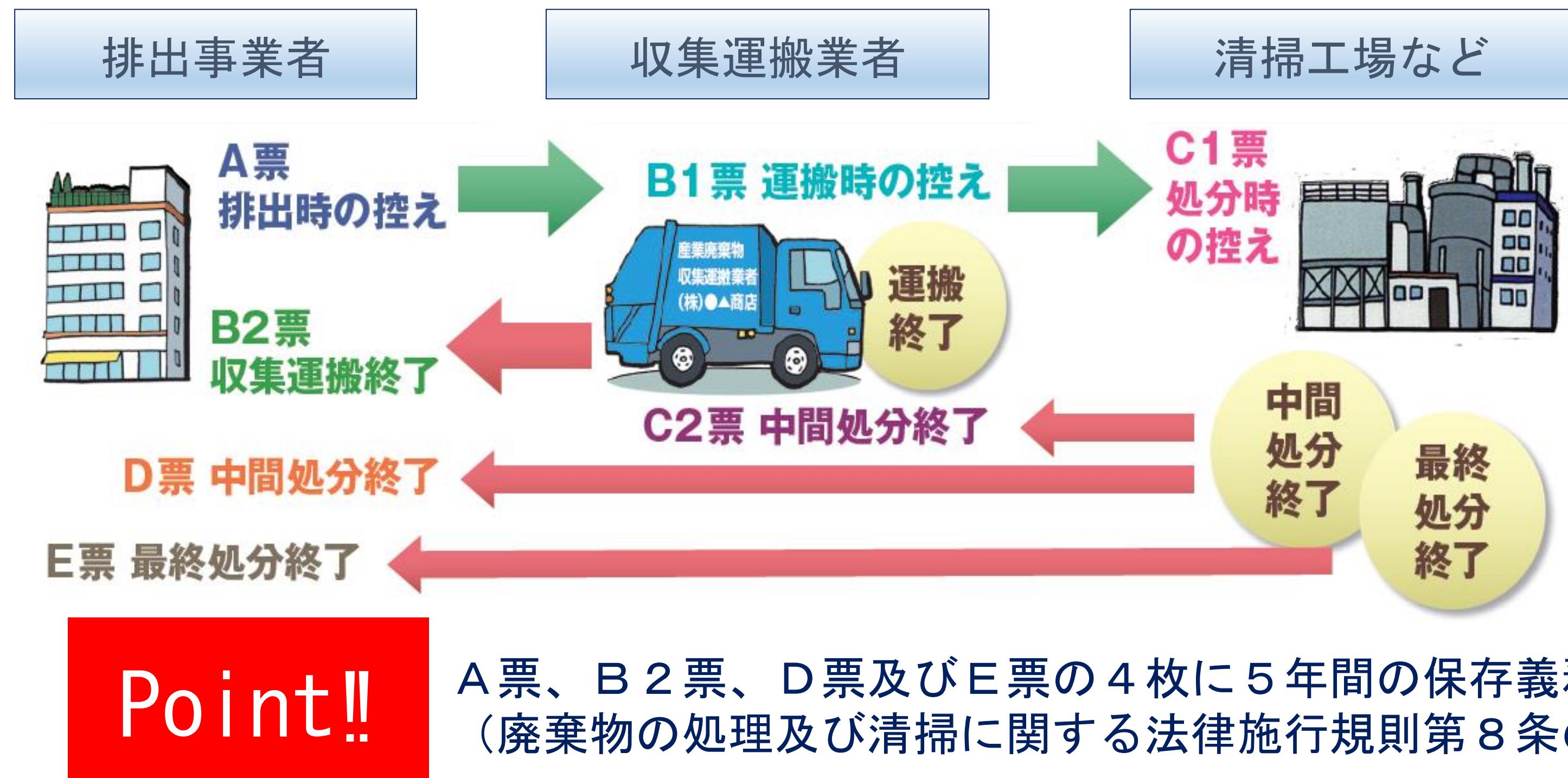
## 作成・交付条件

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合

- (1) 排出量に関係なく
- (2) 廃棄物の引き渡しと同時に
- (3) 廃棄物の種類ごと・運搬先ごとに

交付する義務がある。

# 産廃マニフェストの流れ



# 産廃マニフェストの注意事項

- 1 産廃マニフェストには**法定記載事項**（交付担当者氏名、廃棄物の種類・数量、最終処分を行う場所等）がある。  
→ 産廃マニフェストに記載された**運搬先の所在地や処理業者等**が契約書記載の**運搬先所在地や処理業者等**と一致しているか定期的に確認を
- 2 マニフェストの交付は、**排出のたびに**！

# 最後に

ごみ減量推進課では、数年に一度事業用大規模建築物の事業所にお伺いし、ごみの排出状況等の確認を行っています。

ご協力をお願いいたします。

各事業者及び廃棄物管理責任者の皆さんには、引き続きごみの適正処理と減量にご協力をお願いいたします。

～最後までご覧いただきありがとうございました～

